

令和7年度
「地域イノベーション連携モデル事業」
手引き

＜目次＞

I	事業概要	1
1	事業目的	1
2	地域イノベーション連携とは.....	1
II	地域イノベーション連携モデル事業	2
1	事業の概要	2
2	申請方法	4
3	選考.....	5
4	事業採択後の手続き.....	5
5	事業計画の変更.....	7
6	情報公開	7
7	事業フロー図.....	8
8	年間スケジュール.....	8
III	申請書記載例	9

一般財団法人

地域総合整備財団＜ふるさと財団＞

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12 館

【TEL】 03 - 3263 - 5758 【FAX】 03 - 3263 - 7423

【E-MAIL】 komin-ka@furusato-zaidan.or.jp

【URL】 <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

I 事業概要

1 事業目的

我が国では人口減少・少子高齢化の進展や慢性的な財源不足・人手不足など、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増している中、持続可能な地域社会の実現に向け、Society5.0の様々な可能性を活用して、地域コミュニティの再生と維持と地域の安心・安全の確保に取り組むことが求められています。

市町村においては、社会的・地域的課題が山積するにもかかわらず、自ら解決するには人材、財源、ノウハウといったリソースが不足しており、こうした状況下においても地域力を強化するためには、これまでとは異なる公民連携を構築し、地域のイノベーションを進めていく必要があります。

当事業は、「地域力強化プラン」(平成30年12月20日総務省発表)等を踏まえ、Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる地方公共団体によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりを支援することを目的としています。

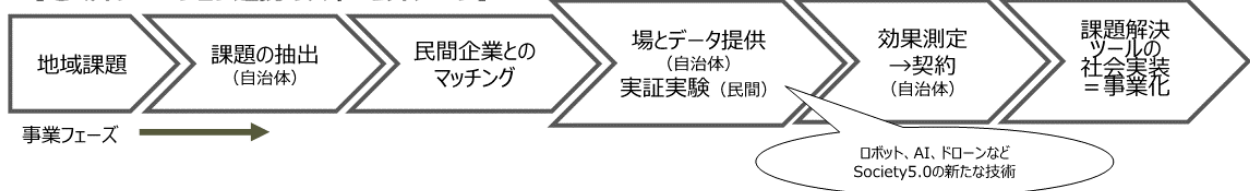
2 地域イノベーション連携とは

地方公共団体が地域の本質的な課題を解決するため、地域イノベーションの手法を公民連携で開発・実証・事業化する仕組み及び一連の取り組みです。

地域の本質的な課題とは、地方公共団体が把握している顕在化した課題に留まらず、地域住民や外部の民間事業者が認識する潜在的な課題を含みます。

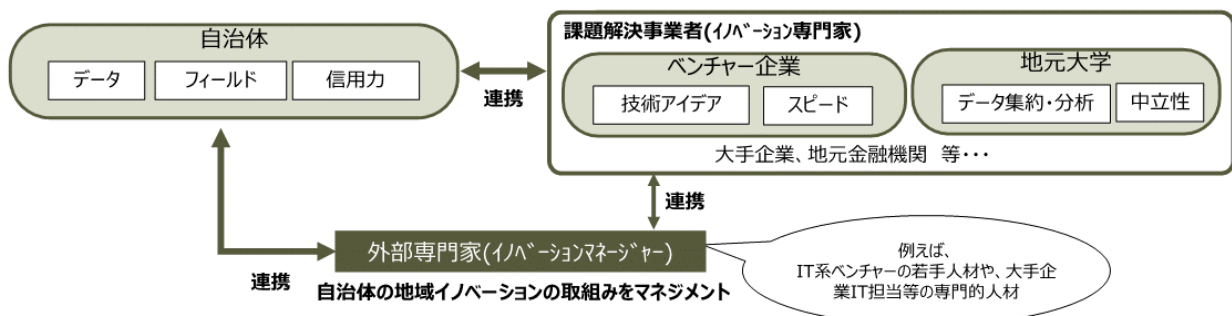
地方公共団体が地域課題を認識し、民間企業等と連携し、新しいテクノロジーを活用した課題解決ツールを実用化・事業化するためには、いくつかの段階(事業フェーズ)があると考えられ、また、地域課題に応じて複数のプロジェクトが発生することが考えられます。(一例として、下図のような事業スキームが考えられます。)

【地域イノベーション連携のスキームイメージ】



当モデル事業では、市町村が外部専門家と連携し、新たなテクノロジーを活用して課題解決を図るモデルを研究対象としています。

【新たなテクノロジーを活用した課題解決プロジェクト】



II 地域イノベーション連携モデル事業

1 事業の概要

財団が地域イノベーション連携についてモデル市町村によるケーススタディを行うため、モデル市町村に対して、外部専門家と地域イノベーション連携に関する業務委託等をする費用の一部を補助します。

【外部専門家】

外部専門家は、要綱3条第1号第3号で規定するように、イノベーションマネージャーとイノベーション専門家の2パターンを設定しています。イノベーションマネージャーとイノベーション専門家の違いは下記のとおりです。

① イノベーションマネージャー

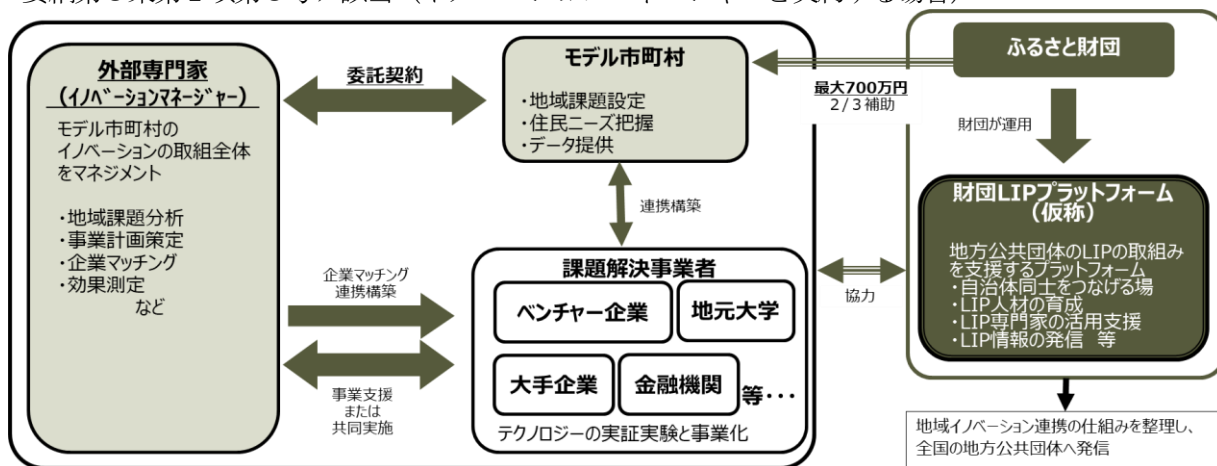
地域課題の抽出や精査、課題解決事業者とのマッチング、課題解決事業者と自治体との調整、実証実験の準備や実施の支援、効果測定や実装に向けた調整、全体的な事業計画の策定など、モデル市町村のイノベーション事業を総合的にマネジメントする外部の専門的人材のことをいいます。

② イノベーション専門家

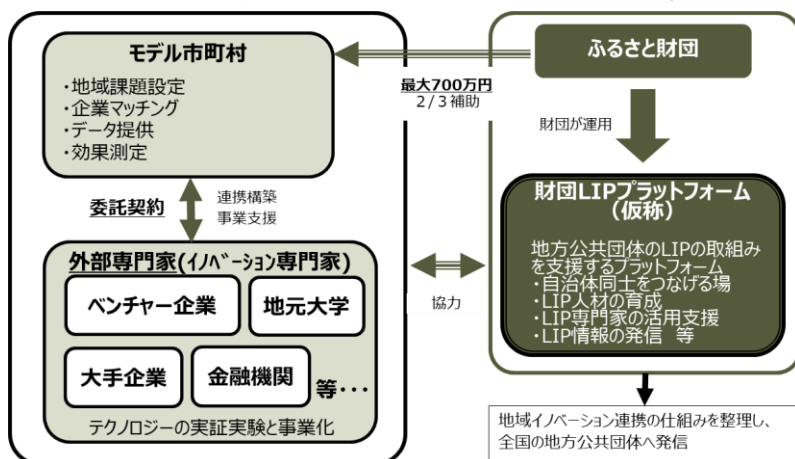
モデル市町村と連携し、市町村が設定した地域課題を解決するサービスやプロダクトを開発し、実証実験や効果測定等を行う外部の専門的人材のことをいいます。モデル市町村において課題を解決する事業者（＝イノベーション専門家）とマッチングし、業務委託することが条件です。

【モデル事業の流れ】

・要綱第3条第1項第3号ア該当（イノベーションマネージャーと契約する場合）



・要綱第3条第1項第3号イ該当（イノベーション専門家と契約する場合）



① 補助対象団体

- i) 市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）
- ii) 複数の市町村（特別区を含む）が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（以下「代表団体」という。）及び共同する全ての団体。

② 補助金額

補助対象経費の2/3以内（ただし、700万円を上限とする。）

※当該対象業務に係る補助金を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けていないこと。

③ 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年2月20日まで

④ 補助対象経費

- ・外部専門家の活用に関する経費
- ・その他の経費（その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）原則として耐用年数が1年以上の物品に係る費用は含まない。）

※事業費に外部専門家の活用に関する経費として、十分に活動できるための所要の額を含めてください。

※事業報告の作成に係る費用、事業を推進する上で必要となった会議場の借上に係る費用など、自治体予算で執行する経費についても、その他の経費として補助対象経費になります。

※耐用年数が1年以上の物品を購入する予定がある場合は、事前に担当の了解を得てください。

2 申請方法

(1) 申請書提出

モデル事業の申請をする市町村は、下記書類を財団に直接提出し、写しを所管する都道府県に提出してください。

申請書提出書類

○地域イノベーション連携モデル事業申請書（様式第1号）

○地域イノベーション連携モデル事業調書（様式第2号）

○事業計画書（様式第3号）

○事業収支計画書（様式第4号）

※複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、代表団体が（1）～（4）の書類等と併せて以下の書類を財団に提出してください。

○地域イノベーション連携モデル事業実施同意書（様式第5号）

○その他事業の内容を説明する補足資料（様式自由）

- ・報告書、計画書、パンフレット等
- ・外部専門家の経歴、過去の実績等詳細がわかるもの

申請書提出期間

令和6年10月1日（火）～令和6年12月6日（金）（財団必着）

(2) 申請相談窓口、申請書受付・提出先

提出先：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>

共創振興部 公民連携課 担当：風間

【メール】 koumin-ka@furusato-zaidan.or.jp

【TEL】 03-3263-5758 【FAX】 03-3263-7423

※申請様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

財団ホームページ (<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>)

公民連携ポータルサイト (<https://www.furusato-ppp.jp/>)

※様式各号については電子データも提出してください。

(3) 留意事項

- ① 申請書は外部専門家と協議のうえ作成してください。
- ② 外部専門家を決定した上で申請してください。
※やむを得ず、外部専門家が予定となる場合はその外部専門家名を記載してください。
- ③ 以下のような事業は、当事業の趣旨に沿わないものとみなします。
 - ・要綱第3条の「地域イノベーション」「地域イノベーション連携」と趣旨が異なる事業
 - ・勉強会、調査、研究、イベント等に留まり、実質的・継続的には行わない事業
 - ・外部専門家に求める役割が明確になっていない事業
 - ・市町村の支援体制が未整備、市町村の主体性がない事業
 - ・他の団体等から類似の補助金を受けている事業

3 選考

(1) 選考方法

評価のポイントは以下のとおりです。

- ① 適合性 (1) 財団定義との適合性
- ② 事業の熟度 (1) 申請事業の検討状況
(2) 外部専門家との関係
- ③ 妥当性 (1) 申請に至った背景の妥当性
(2) 事業内容の妥当性
(3) 令和7年度業務内容の妥当性
- ④ 実現性・継続性 (1) 事業推進体の状況
(2) 事業計画の内容
- ⑤ モデル性 (1) 設定課題や開発するサービスやプロダクト等のモデル性
(2) 独自性、必要性、話題性などのモデル性

※なお選考にあたり、必要に応じて現地調査又は関係者の面接を行う場合があります。

(2) 選考結果及び交付決定

- ① 審査結果は、令和7年2月初旬に直接市町村へ通知し、その旨都道府県にも報告します。
- ② 審査の結果、補助金申請額と補助金決定額が異なる場合があります。

4 事業採択後の手続き

(1) 契約書案の確認

モデル市町村は外部専門家との契約内容が合意に至った際、契約締結前に、財団へその契約書案及び見積書を提出していただきます。財団では、契約書案が申請書の内容と合致しているか、また、内容が適切か審査します。

(2) 交付決定

財団は、モデル市町村から提出された契約書案について適当と認めた場合、補助金の交付決定を行い、その結果をモデル市町村に通知します。この交付決定後に、モデル市町村は外部専門家との契約締結を行うことができます。

また、モデル市町村は契約締結後、速やかに契約書（写し）を財団に提出して下さい。

※なお、交付決定前に提出された「契約書案」と、実際に締結した「契約書」が異なる場合は、原則、交付決定を取り消します。

(3) 財団への事業報告等

モデル市町村は、外部専門家同席の上で以下のとおり事業報告等をしていただきます。なお、現地で実施する場合、現地調査を実施します。その際、公用車の手配等をお願いする場合があります。

①キックオフミーティング（4～5月頃）

市町村担当者、外部専門家の3者で顔合わせを行い、事業の注意事項や年間スケジュールの確認、課題の共有などを実施します。

②中間報告（9～10月頃）

事業の進捗状況の確認や成果の見込みの共有などを実施します。

③最終報告（2～3月頃）

モデル事業の成果について、報告書の作成を依頼します。なお、補助金交付に係る地域イノベーション連携モデル事業実績報告書とは異なります。

(4) 令和7年度以降設置予定財団プラットフォーム（仮称）の事業協力

財団では、令和7年度以降、地域イノベーション連携におけるプラットフォーム（仮称）の設置を予定しています。財団プラットフォームでは、①自治体職員同士がつながる機能、②人材育成機能、③専門人材機能、④情報発信機能の4つの機能を想定しています。①自治体職員同士がつながる機能では双方向のコミュニケーションができるリアルイベントの開催、そこから発展させたWebコミュニティの運営、④情報発信機能ではセミナーの開催を予定しています。

モデル市町村及び外部専門家には、リアルイベントやセミナーに登壇しモデル事業を発表する等の協力をいただきます。

(5) 実績報告書等の提出

モデル市町村は、モデル事業が完了した時は、速やかに以下の実績報告書及び成果物を財団まで直接提出していただきます。

- ① 地域イノベーション連携モデル事業実績報告書(様式第7号)
- ② 地域イノベーション連携モデル事業完了確認調書(様式第8号)
- ③ 事業収支(様式第9号)
- ④ 地域イノベーション連携モデル事業補助金交付請求書(様式第10号)
- ⑤ その他事業の成果を説明できる資料、支出を証明する資料

(6) 実績報告書等の提出期限

令和8年3月3日(火) 財団必着

(7) 補助金の交付

関係書類等を審査の上、補助金額を確定し令和8年3月31日までに市町村等に交付します。

(8) 実績報告

自治体職員等を対象とした令和8年度の公民連携セミナーにおいて、令和7年度のモデル事業の実績報告を行う予定です。

5 事業計画の変更等(要綱第11条関係)

補助対象事業の内容変更、遅延、中止等のおそれが生じた場合には、速やかに財団と協議し、地域イノベーション連携モデル変更申請書(様式第6号)を財団に提出してください。

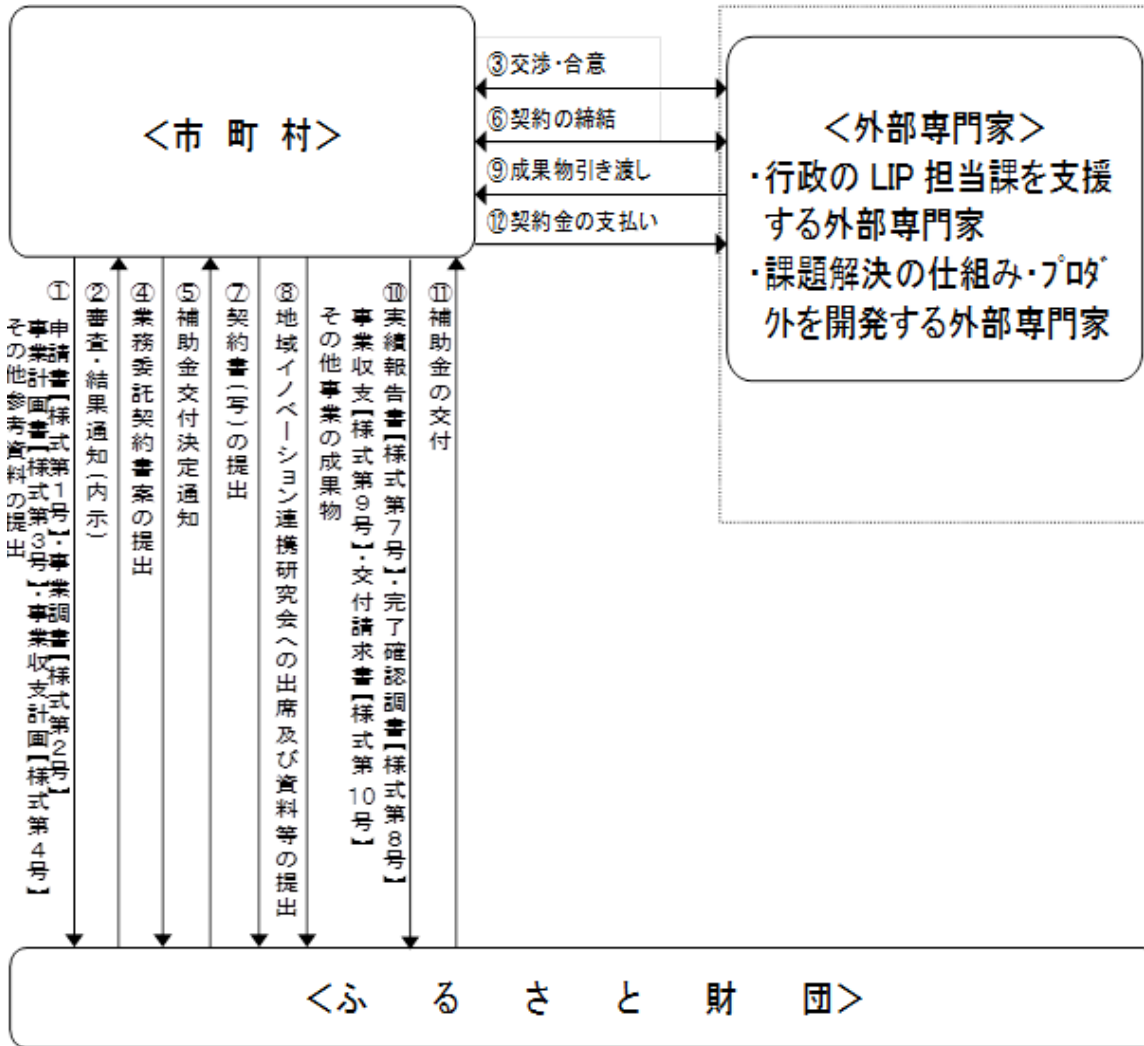
なお、内容変更とは以下の場合を指します。

- ・外部専門家を変更する場合
 - ・実施事業に変更があり、補助金額が増減する場合
- (原則として、交付決定後の補助金の増額は認めません)

6 情報公開(要綱第17条関係)

交付決定後は、市町村等名、事業名、その取り組み内容及び成果について、財団の広報媒体を通じて公表します。

7 事業フロー図



8 年間スケジュール

項目	令和6年度						令和7年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	
① 申請書の提出	→																		
② 審査・結果通知(内示)			→																
③ 市町村と外部専門家 交渉・合意					→														
④ 契約書案の提出							→												
⑤ 補助金交付決定通知								→											
⑥ 契約の締結								→											
⑦ 契約書(写)の提出								→											
⑧ LIP研究会への出席 ・資料作成										●				●				●	
⑨ 成果物引き渡し																			→
⑩ 実績報告書等提出																			→
⑪ 補助金の交付																			→
⑫ 契約金の支払い																			→

Ⅲ 申請書記載例

様式第1号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 末宗 徹郎 様

ふるさと市長 故郷 一郎 印

地域イノベーション連携モデル事業申請書

下記のとおり、地域イノベーション連携モデル事業に応募したく、令和7年度地域イノベーション連携モデル事業実施要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成希望額 7,000 千円
- 2 予算措置（該当にレ印） 令和7年度当初予算（予定）
令和7年度6月補正予算（予定）
その他（具体的に：)
- 3 申請団体区分（該当にレ印） 単独市町村（第4条第1号）
複数市町村（第4条第2号）
- 4 対象事業に係る国等からの補助金等の有無（該当にレ印） 有 無
- 5 添付資料
(1) 地域イノベーション連携モデル事業調書（様式第2号）
(2) 事業計画書（様式第3号）
(3) その他参考となるもの

6 担当者連絡先

〒・住所
担当部課名
担当者職・氏名
電話
FAX
E-mail

地域イノベーション連携モデル事業調書

事業名	FURUSATOローカル・イノベーション事業															
実施団体名	ふるさと市															
共同実施団体名	でじたる市、すまあと市、いのべ町、りもおと町															
共同実施団体との連携関係	連携中枢都市圏															
実施団体の概要	<p>ふるさと市は、〇〇県の南部、△△平野に位置し、北はでじたる市、西はすまあと市・東はいのべ町、りもおと町にそれぞれ接しており、2019年に隣接する関係4市町とともに、「ふるさと連携中枢都市圏」を形成した。古くから経済・文化の中心として発展し、4本の国道とJRが交わる交通の要衝である。</p> <p>山林原野を合わせた自然的土地利用が全体の62.0%に達する。近年、再生エネルギーなど林業資源を生かしたまちづくりと併せてサテライトオフィスの誘致に取り組む新たに3社が設立されたが、2030年には現在より約9,700人（約14.7%）減少すると想定されている。</p>															
申請に至った背景	<p>ふるさと市では、人口減少・少子高齢化が進展し、自治体の財政が厳しさを増す中においても、協力して圏域内の活力を維持していくことを目的に2019年に隣接する関係4市町とともに、ふるさと連携中枢都市圏を形成した。</p> <p>一方で、ふるさと市において地域の若者が自ら課題解決に取り組む人材育成事業を進めてきたところ、参加者を中心としたメンバーで自家用車乗合いによる集落買い物支援のスタートアップ企業が設立されたことを契機に、当該メンバーとともに地域課題解決のテクノロジーを持つ企業との連携について検討してきた。</p> <p>検討の結果、ふるさと連携中枢都市圏内の地域課題は共通のものが多いが、小規模自治体がそれぞれで企業とマッチングし事業化していくことは、財政面・人材面で困難であることから、当モデル事業を活用し、関係4市町とともに広域的な地域イノベーションを検討しモデル化するために申請することとした。</p>															
事業に関連するこれまでの取り組み	<p>2017年度：地域の若者人材育成事業（チャレンジ・ラボ）の開始</p> <p>2018年度：サテライトオフィス誘致事業の開始（現在まで3社誘致）</p> <p>2019年度：「ふるさと連携中枢都市圏」の形成</p> <p>2020年度：チャレンジ・ラボ参加者による起業（株ABC）</p> <p>2021年度：空き店舗を改修した若者活動拠点の設置（株ABCに運営委託）</p> <p>2022年度：株DDXとの無人店舗実証に関する連携協定締結</p> <p>2023年度：先進自治体の調査</p> <p>2024年度：FURUSATOローカル・イノベーション事業立ち上げ</p>															
事業の目的	<p>地域のデジタル化やSociety5.0の推進も踏まえながら、地域イノベーションの専門人材を招聘することにより、民間事業者がもつ新たなテクノロジーによる地域課題解決力を用いて、小規模自治体における広域的な地域イノベーション連携の手法を確立し、市民サービスの向上を図る。</p>															
解決に取り組む課題の分野	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 医療・介護・健康</td> <td><input type="checkbox"/> 教育</td> <td><input type="checkbox"/> 交通</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 農林水産業</td> <td><input type="checkbox"/> 防災</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 行政事務（働き方）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地域ビジネス（商業）</td> <td><input type="checkbox"/> 観光</td> <td><input type="checkbox"/> 住民生活</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> スマートシティ</td> <td><input type="checkbox"/> 特に決まっていない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上記以外（</td> <td></td> <td>）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 医療・介護・健康	<input type="checkbox"/> 教育	<input type="checkbox"/> 交通	<input checked="" type="checkbox"/> 農林水産業	<input type="checkbox"/> 防災	<input checked="" type="checkbox"/> 行政事務（働き方）	<input type="checkbox"/> 地域ビジネス（商業）	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 住民生活	<input type="checkbox"/> スマートシティ	<input type="checkbox"/> 特に決まっていない		<input type="checkbox"/> 上記以外（		）
<input type="checkbox"/> 医療・介護・健康	<input type="checkbox"/> 教育	<input type="checkbox"/> 交通														
<input checked="" type="checkbox"/> 農林水産業	<input type="checkbox"/> 防災	<input checked="" type="checkbox"/> 行政事務（働き方）														
<input type="checkbox"/> 地域ビジネス（商業）	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 住民生活														
<input type="checkbox"/> スマートシティ	<input type="checkbox"/> 特に決まっていない															
<input type="checkbox"/> 上記以外（		）														

	事業の概要	<p>FURUSATOローカル・イノベーション事業ではふるさと連携中枢都市圏内の5つの自治体が共通の地域課題を抽出し、課題解決のノウハウを持った民間事業者を募集・選定する。当該民間事業者とチャレンジ・ラボの起業者が協業し、5つの自治体と連携して自治体のフィールドやデータを活用したプロダクト・サービスを開発する。プロダクト・サービスは、実証実験の実施により課題解決の有効性について仮説検証を行い、事業化をめざす。</p> <p>ふるさと市内に事務局を設置し、事務局運営を含めたマネジメント業務をイノベーションマネージャーに対し委託する。令和7年度は、①行政事務DXに関する課題と②農林漁業に関する課題の2点を対象として試行し、小規模自治体が広域的な地域イノベーション連携を実施する手法について検討する。連携相手の探索に当たっては民間事業者を恒常的に広く募るために、連携中枢都市圏内の自治体が共同で運用するマッチングプラットフォームの構築とその活用を視野に入れる。</p>
事業の内容	事業の詳細	<p>(地域課題の抽出について)</p> <p>本市の若手職員とチャレンジ・ラボ参加者をメンバーとした研究会により事前に整理した圏域の課題をベースとして、イノベーションマネージャーが各市町の住民や関係団体をヒアリングし課題を整理した上で、ふるさと連携中枢都市圏の地域イノベーション検討部会の中で共通な課題を抽出する。なお、今年度は、①行政事務DXに関する課題と②農林漁業に関する課題の2点の中で、より具体的な課題を設定する。</p> <p>(外部専門家の役割について)</p> <p>デジタル技術の専門家の視点を踏まえて、FURUSATOローカル・イノベーション事業のスキームを構築し、圏域内の市町の実施環境を整備する。その上で、自らのネットワークを生かしながら適切な民間企業とのマッチングを支援するとともに、事業化に向けて技術的なアドバイスを行う。最終的には圏域内のDXに関する事業をトータルでマネジメントしてもらえよう体制を整える。</p> <p>(外部専門家との連携体制構築について)</p> <p>イノベーションマネージャーが圏域内の市町と民間企業との間をつなぎ適切な連携を促す。マッチングした民間企業との実証実験において、実証実験のフィールド選定、必要なデータ等の収集、庁内実施体制に関する自治体との調整を行う一方で、民間企業に自治体の要望を理解してもらいながら実証実験及び事業化に向けたハンズオン支援を行う。</p> <p>そのために、当市地域イノベーション推進課内にふるさと連携中枢都市圏の地域イノベーション検討部会を設置、隣接市町からも担当職員を配置し、一元的に調整・検討ができる体制を整える。</p> <p>(課題解決プロダクト・サービスの実証、実用化・事業化について)</p> <p>FURUSATOローカル・イノベーション事業の中で、実証実験に対しては、ふるさと連携中枢都市圏として課題解決事業者への補助金を別に予算化している。「①行政事務DXに関する課題」については、庁内関係部署と連携し実証実験を行う。また、開発されたプロダクトを圏域内の市町で導入する手順についても整理する。「②農林漁業に関する課題」については、圏域内の農家等と協力し実用化をめざす。</p>

事業の内容	令和7年度の 業務内容	(令和6年度中に予定している事業内容を委託仕様書に盛り込む項目ごとにご記載下さい)			
			業務項目		
			業務内容		
		①	<p>FURUSATOローカル・イノベーション事務局の運営支援</p> <p>空き店舗を改修した若者活動拠点「F-PORT」内にFURUSATOローカル・イノベーション事務局を設置し、情報発信、問い合わせへの対応を行うとともに、事業の相談窓口としての機能を整備する。また、FURUSATOローカル・イノベーションのウェブサイトを作成し運用する。</p>		
		②	<p>「ふるさと連携中枢都市圏」内の共通の地域課題抽出</p> <p>本市の若手職員とチャレンジ・ラボ参加者をメンバーとした研究会により事前に整理した圏域の課題をベースとして、各市町の住民や関係団体をヒアリングし課題を整理した上で、①行政事務DXに関する課題と②農林漁業に関する課題の2点に対する具体的な課題を抽出する。</p>		
	③	<p>マッチングプラットフォームの構築と活用の検討</p> <p>多様な主体の積極的な参画及び公民連携により、地方自治体が直面する社会資本整備や住民サービスの維持・向上等のハード・ソフト両面において、民間事業者が有する多様なナレッジ・活力を活用した地域課題解決事業を推進し、持続可能で魅力ある地域づくりにつなげることを目的に、「FURUSATOローカル・イノベーション事業・公民連携プラットフォーム」として、民間事業者とのマッチングサイトと公民対話の場を検討する。さらに、構築したプラットフォームの、連携中枢都市圏全体での活用方法を整理する。</p>			
	④	<p>課題解決事業者の実証実験スキーム構築支援</p> <p>課題解決事業者の実証実験の工程作成を支援する。「①行政事務DXに関する課題」については、庁内関係部署と連携し実証実験の調整を行う。「②農林漁業に関する課題」については、圏域内の農家等と協力し、実証フィールドの確保等の調整を行う。また、令和4年度の実証実験本格実施に向けて、実証実験から実装・事業化に向けたスキームを整理する。</p>			
	令和7年度の 成果目標	<p>令和7年度は、事業拠点を設置し、FURUSATOローカル・イノベーション事業の事業スキームを構築する。具体的には、事業計画に沿って、今年度のテーマに対する具体的な課題を整理した上で、課題解決事業者を選定し、課題解決事業者が実施する実証実験の工程作成までを実施する。</p> <p>なお、実証実験は令和8年度の本格実施をめざす。実証実験の連携企業への補助金については、国の補助金活用も検討する。</p>			
	事業費 ※契約予定金額の見積もりに当たっては、消費税及び地方消費税を含むこと	総事業費	補助金希望額	市町村負担額	
		10,500 千円	7,000 千円	3,500 千円	
	内 外部専門家活用費	※詳細は事業収支計画（様式第4号）に記載すること			
	10,000 千円				
	内 その他経費	※詳細は事業収支計画（様式第4号）に記載すること			
	500 千円				

様式第3号（第8条関係） 事業計画書

事業内容		令和7年度												備考	令和8年度以降		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
FURUSATOローカル・イノベーション事務局の運営支援	情報発信、問い合わせへの対応		→											必要に応じてリーフレット等を作成	令和8年度は今年度選定した課題解決事業者の実証実験を本格化するとともに、新たなテーマに基づく課題について課題を解決するノウハウを持った企業等の募集・選定を行う。		
	FURUSATOローカル・イノベーションウェブサイト作成		→														
「ふるさと連携中枢都市圏」内の共通の地域課題抽出	住民・関係団体ヒアリング			→													
	具体的な課題の整理			→													
課題を解決するノウハウを持った企業等の募集・選定	課題解決事業者の募集					→											ウェブサイトを通じて募集
	公開プレゼンイベントの実施							→									事前に提案内容を整理
	課題解決事業者の選定									→							選定案の作成を行い、地域イノベーション検討部会で選定
課題解決事業者の実証実験スキーム構築支援	課題解決事業者の実証実験工程作成支援										→						課題解決事業者への実証実験に向けた支援
	実証フィールドの確保等の調整												→				自治体関係部署や圏域内の農家等との調整

※事業内容、スケジュール、来年度以降の予定についてご記載下さい。

様式第4号 (第8条関係) 事業収支計画

項目		申請額 (千円)	備考 (計算根拠など)
収入	補助金	7,000	
	申請冊子負担額	3,500	
	その他		
	収入合計	10,500	
支出	○外部専門家活用費用		【外部専門家委託等の内訳】
	委託費	10,000	・人件費 4,000千円
			・旅費 1,000千円
			・その他経費 5,000千円
			(内訳) プレゼンテーション会場費用 500千円
			プレゼンテーション運営委託 2,000千円
			資料作成費用 2,000千円
	小計		報告書作成 500千円
	○その他経費		
	消耗品費	500	事業報告資料作成費
	小計	500	
支出合計	10,500		
<p>[参考:外部専門家の活動予定日数]</p> <p>外部専門家名: (株)ABC 代表取締役 地域太郎</p> <p>活動予定日数: 40日 (うち現地での活動予定日数: 20日)</p> <p>(その他自由記入欄)</p>			

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 末宗 徹郎 様

ふるさと市長 故郷 一郎 印

地域イノベーション連携モデル事業 実施同意書

令和7年度地域イノベーション連携モデル事業について、下記の事業を共同で実施することに同意し、この旨申請いたします。

記

- 1 事業名 FURUSATOローカル・イノベーション事業
- 2 代表団体 ふるさと市
- 3 共同団体 でじたる市、すまあと市、いのべ町、りもおと町
※代表団体のほか共同で実施する市町村名を全て記入すること

4 担当者連絡先

〒・住所 担当部課名 担当者職・氏名 電話 FAX E-mail

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 末宗 徹郎 様

ふるさと市長 故郷 一郎 印

令和7年度地域イノベーション連携モデル事業に係る事業内容の変更について

令和 年 月 日付地総財発第 号で交付決定のあった、令和7年度地域イノベーション連携モデル事業について、下記のとおり業務内容の変更に伴う変更契約の締結を考慮しております。

つきましては、株式会社 XYZ と令和 年 月 付で締結した業務委託契約書第 条第 項に基づき事前に協議いたしますので、ご承認ください。

記

- 1 変更契約額 10,000千円 (変更前: 10,500千円)
- 2 助成金額 6,666千円 (交付決定済額: 7,000千円)
- 3 変更内容 農林漁業にの実証実験に向けた調整工程分の減額
- 4 変更理由 農林漁業に関する課題を5市で協議して抽出し、課題解決企業の募集を行ったが、応募企業がなく令和8年度の実証実験ができなくなったため。
- 5 担当者連絡先

〒・住所 担当部課名 担当者職・氏名 電話 FAX E-mail

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 末宗 徹郎 様

ふるさと市長 故郷 一郎 印

地域イノベーション連携モデル事業 実績報告書

令和 年 月 日付け地総財発第 号により補助金の交付決定通知を受けた標記事業について、下記及び別紙のとおり完了したので、令和7年度地域イノベーション連携モデル事業実施要綱第14条の規定に基づき報告します。

記

- 1 市町村名 ふるさと市
- 2 対象事業名 FURUSATOローカル・イノベーション事業
- 3 対象事業の実施期間
開始年月日 令和7年5月1日
完了年月日 令和8年2月20日
- 4 対象事業に係る予算の執行済額 10,500千円
- 5 添付資料
 - (1) 地域イノベーション連携モデル事業 完了確認調書(様式第7号)
 - (2) 地域イノベーション連携モデル事業 補助金交付請求書(様式第8号)
 - (3) 成果物
- 6 担当者連絡先

〒・住所 担当部課名 担当者職・氏名 電話 FAX E-mail

地域イノベーション連携モデル事業 完了確認調書

完了した対象事業について	外部専門家	(株)ABC 代表取締役 地域 太郎 (サービスやプロダクト等の開発・実証・事業化に向けて共創した事業者があれば記載する)	
	今年度の取組み内容	時 期	内 容
		R7/5～6	FURUSATOローカル・イノベーション事業の事業スキームを構築
		R7/8～11	課題解決事業者の選定
		R7/12～R8/1	実証実験の工程作成
事業成果	<p>ふるさと市のLIP担当課に事務局を設置。5市町による協議を重ねFURUSATOローカル・イノベーション事業の事業スキームを決定し、各市町の課題を抽出した。抽出した課題を解決するため「FURUSATOローカル・イノベーション事業・公民連携プラットフォーム」を立ち上げ、課題解決事業者を募集し(株)XYZを選定した。(株)XYZと重ね令和7年度に実施する実証実験のスケジュールやフィールドに協議を行い、令和7年度4月から実施する実証実験の工程が作成できた。</p> <p>(業務の目標に対して達成した状況についても記載する)</p>		
今後の課題	来年度の実証実験の結果を踏まえた効果検証、実装する場合の各市町の負担割合など5市町で継続協議していく必要がある。		
令和8年度以降の事業予定	令和7年度に作成した実証実験の実施		

(注) 簡潔明瞭に記載すること。ただし、記載しきれない場合は適宜別途書面（様式任意）の添付も可とする。

様式第9号（第14条関係） 事業収支

項目		決定額（千円）	備考（計算根拠など）
収入	補助金	7,000	令和〇年〇月〇日付交付決定書のとおり
	申請市町村負担額	3,500	
	その他		
	収入合計		
支出	○外部専門家活用費用		【外部専門家委託料等の内訳】
	委託費	10,000	令和△年△月△日付け契約書のとおり
	小計		
	○その他経費		
	消耗品費	500	支払調書（写）の添付
	小計	500	
支出合計	10,500		
<p>（その他自由記入欄） その他経費として市の予算から支出した旅費及び消耗品費の支払を証明する書類として、 支払調書（写）を添付します。</p>			

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 末宗 徹郎 様

ふるさと市長 故郷 一郎 印

地域イノベーション連携モデル事業 補助金交付請求書

令和 年 月 日付け地総財発第 号により交付決定の通知を受けた標記補助金について、対象事業が完了したので、下記金額を交付されますよう令和7年度地域イノベーション連携モデル事業実施要綱第14条の規定に基づき請求します。

記

1 請求額 7,000千円

(対象事業の契約金額 10,500千円)

2 対象事業の名称 FURUSATO ローカル・イノベーション事業

3 対象事業の実施期間 令和7年5月1日～令和8年2月20日

4 補助金振込口座

金融機関名・支店名	<input type="checkbox"/> 銀行
預金種別	普通
口座番号	01234578
(フリガナ)	フルサトシカクイリシヤ ○○ ○○
口座名義	ふるさと市会計管理者 ○○ ○○

5 担当者連絡先

〒・住所 担当部課名 担当者職・氏名 電話 FAX E-mail
